

蟻能巢 尾浦橋一見之記 寛政2年(1790年)

尾浦橋は、往昔慶長九年上杉家に而其臣本庄越前守繁長をして、尾浦城を被責候折、会津より直路に山林を切開き、下田沢村之難所に懸り、即刻大樹共を切倒し橋にいたし候所、崇々たる岩上水底百尺相段すれば魂も飛失べき様、強勇ノ熊万歳と残せし事なれば、衆人遊覧の池とはなれり。

道筋の儀は七軒丁口より出、八丁位にして、茶屋・海老嶋有。家数拾軒位。何れも商家に而賑々しき地なり。其より壺丁位にして道式筋に分る。西の方へ可能行。五六丁にして下外内嶋村、家数式十斗も之有可。小村也。御高式百式石四斗式升四合九夕、寺あり。禪宗に而常福寺といふ。村を出近は東の方に戸隠大明神の靈社有。西の方には藤の如とめでる古木有。花盛の頃は、甚絶景也。其より壺里斗にして上山添村へ入、此處は駅場にて、御城下よりは壺里半也。家数も四拾八軒有。御高も八百七十五石四斗三升四合三夕。禪宗高見寺と申。村は福地と見へ、家並も揃ひ、商家茶屋等も之有。賑き也。

式拾丁余にして西荒屋村分河原村と申有。家数拾式軒、家作揃わず。土地も高低不同にして離々也。段々辺鄙に見へ、一步毎に浦山敷は小沢の流候歩石に当りて、其くきく候は杜若杯辺を争ひ、幽微いわん方なし。当村之内蟬燭屋何方のみは、先きに梅の古木有。睦月の頃は雪に等しき白梅にて名高く聞へし珍木也。此辺は内ち川の川上を左にして行也。川原村より半里斗にして片茎村といふ家数四拾軒斗相応の村之有。御高も式百六拾三石壺斗式升九合三夕。此辺漆林多し。夫三四丁位の雑木林有林の内に水無川といふ石川有、母狩山と湯野沢嶽の沢合より落来急雨之折は水勢強く洪水の防ぎ難儀の場所といふ。夫より間茂無熊出村也。御城下より三里、御高六百六石七斗壺升九合、家数は拾位も之有可。家並残不村の内口より外れ迄壺里程も之有といふ。禪寺有。瑞龍院といふ。

一、 当村の東川端に江口と申て大水門雑木林の内へ有之。幅四間式尺、堅右は八間半、左六間半、八尺廻り位の丸木立て、双へ貫きて通し丸木の大梁懸たる也。水口平より少し上にめた木連横に三本打わたしたり。是又八尺廻り位也。洪水の節、此三本のめた木に水さからひ洞の内に水の入不様に仕懸し物也。宜しき工面のものと申伝たり。水門守式人有。内壺人は壺石七斗五升六合宛年々引下被候由。同壺人は惣水下より割合を以給分差出候由。

一、 江口より三丁程上みに大築地と申所、去る午年七月三日洪水に而六名に八間の土手切れ、七拾年以前之無大洪水に而御家中屋敷へも其處に寄り板上四尺位も水上り候程にて、其秋より翌未年迄八組寄は人足を以追々御普請惣人高拾万人餘、近年之無大御普請と相聞へ候。出来の場所敷巾拾間位、馬踏四間位に見へ、水表を打廻り拾間餘の懸出し壺ヶ所、角出し式ヶ所、其辺の景色甚奇麗也。

一、 熊出村の外れに落合と申所、家数五拾之有。川端にて熊出村の分れ村也。此處は大

鳥川と八苦和川との落合の場所也。右の方山の半原より石を切出し候事夥し。熊出石の出處也。大川端に至り候へば、辺々の奇石麗石目を驚し、庭石位に見つとも中々大石に而広き所故少さく見る事に候。此處の茶屋惣左衛門と申すは奇麗成家也。右地處過ぎ行ば本郷村也。本名は櫛引村と申由。御高四百四拾石七斗八升八合と相聞へ、家数も七拾餘も之有可。八ヶ村に分れ、大庄屋往来より少し西へ寄家作有。当時井上万吉居住也。禪寺安養寺と申、村外れ山へ寄り、社寺は甚広く樹木も繁茂せり。

河内大明神本社は山に懸り、拜殿式間離れて之有。切石の段、鳥居在。壺丁位之在。高殿は甚古ひ鳥居の額上『河内大明神 新田末裔源義純謹書□□』

此社地の前大鳥川の急流数丈の崖は深淵和田淵といふ。大明神の御手洗といふ。秋中あめ流にも此淵をよけるといふ。社地の手前左に清水有。又本社以前の拜殿の後にも清之有。

- 一、本郷村と砂川村之間にいも古川と申之有。板橋也。砂川時分懸り相成四寸の道と申之有。往来茶屋たき崖深き小岩之有。其きわを通候故、斯となく来通り、心付不候而は通り過す候所故、往来之物も聞糺し見不、一笑に絶たる所也。砂川村は福地也。家数も七十軒、御高も百六十三石六升壺合、禪寺有。宝勝庵と申。村より先に一軒離たる茶屋有。此庭に珍しき菊菜あり。赤き大和さんけと、白きは京さんけと申由。夫より先き戸田川と申小川有。間茂無大針村西山寄りて村之立。御高百三石四斗六升四合式夕、禪寺有。林初流と申川渡し場之有。夫より四、五丁先きに猿子渡り之場之有。夫より川上村と申之有。御高百七拾六石三斗壺升六合、大針は両村合せ家数七拾軒之有。入合の村立ち也。禪宗に而慈雲院と申もの之有。

右川上村と下田沢村の間に尾浦橋之有。橋の懸場式ヶ所之有。先年一見の折は当初より百間斗下也。其折の橋は、巾九尺、長さ拾八間、高さ水際拾貳尋、水際より水底迄拾尋之有。当橋は文化十一戊年候而巾九尺長さ廿拾四間、水際迄七間貳尺五寸、但橋本上より也。橋本高さ壺尺五寸、水の深さ四間四尺、是は平水より水不足之折也。扱は橋の懸様柱杯透し之無。大樹とのさきがけ、其上に又のさきがけ、又のさきがけ右大樹を○鑿止にいたし、其上に橋を置、是又鑿止め、神変ふしぎの寄工共申可哉。鑿杯の大きさ壺尺位も之有由。一向に目立申不御座候而可見事也。此辺川の模様倒に驚く之有。鱒其外石持等甚多し。橋一見の時刻移り、下田川村肝煎佐太郎と申者へ上下旅人止宿す。家作も宜しく万事不自由之無体、文政十一年五月七日也。夕賄菜汁に皿の鱒焼を付る。翌朝はみす汁に平はにらふき二つ三つ、竹の子五本位也。塩梅も辺地には宜しき也。旅人に而百疋宿置いたし候。翌日は砂川迄戻り、砂川の渡場より科沢に行山越候。山は高からず。半里餘も之有。木立等に而鬱帰敷道筋也。砂川より壺里位にして下名川也。北村下りて三栗谷の橋、川巾拾四、五間も之有。橋の上み下も共深淵、恐敷景色也。川端は縁たる岩石そびえ立、祠へも及不。橋の長さ拾六間貳尺、貳段に懸渡し、盤石之上に弁慶倉を居へ、五間壺尺と拾壺間壺尺と倉の上に而中程す。八尺廻り位の柱式本懸渡候也。中程近く成候へば、しはかくと動き、下たは深淵、水際迄平水壺丈六尺、橋巾三尺

に満不。恐敷景色也。子の八分より午の八分に懸る也。此辺見物後熊出村へ出て元道を
帰鶴いたす也。近郷古跡左に記す。

- 一、 熊出村の西、式丁程山合に鞍り滝と申あり。六尺位拾三段に水落、岩の間うつろな
る所へ水落来り。鞍の音有。此滝の側に熊野権現の社有。滝の沢村へ行道筋也。
- 一、 白糸の滝は滝沢村之西、湯の沢山不動尊の地中に有。惣助の糸を乱するがごとし。
高さ三間餘も之有可哉。夫より左に湯の出る處も有申候。一段高き所不動尊、外に小祠
三字之有。
- 一、 東大鳥村肝煎半三郎と申者、工藤左衛門祐常の後胤にて、さき書物等も之有由也。
- 一、 榎平村に薩摩守忠度の書物持伝候者之有。此村へ工藤・三浦を名乗物多しといふ。
- 一、 大鳥の池は、東大鳥村より巳午の間に当る池の廣狭、天和元酉の春雪の上御改東西
拾九丁五拾間、南北式拾四丁三拾間、但翌戌年二月御国目付保科主税様阿部八之丞様御
下候付御改也。
- 一、 二階巢村之間に崇々たる岩山有。河内大明神立ある古跡といふ。折々天燈下る。此
辺シャコウ草之有。ウルイの如し。右三ヶ村大鳥村の枝郷也。
- 一、 大平村は川上村之東に之有。山々入候辺地に而人の住居可共心付不處に而、古者外
村候而も知不所に而ありしと。家数は式拾貳軒、下田沢村より山路式拾丁廿四間之有由
也。右村より御城下の方鳥海山かけて見へ絶景也。
同村多郎右衛門所持たる古記弓法の書き物墓目の法等も之有。其外免許状伝口伝之文
写多し。凶星等も之有。書画共槌成紙も半切様に不宜。継目離れ離れ凡成被候。外に一
通是は時代紙に而筆跡も浅からず貫通甚し。中に名有。『小笠原美洪入道 巢 後守
光勝』外に持伝候鞍も有。但綱斗也。はげ損し見不なし。右貫は年号等も有可。一見
いたし度物也。猶委し為見候ものも可之有。追而承合書印可事也。田村堂と申て村の内
に之有。路分宜しき社也。
- 一、 阿部貞任の木像下田沢村より之道左の社に有。村より二、三丁有。昔貞任の居所と
いふ。又田村堂の社地の由也。
- 一、 六郎右衛門と申者へ田村將軍の持弓并箆等も、其外短刀も之有由也。此村寒気強く
蚕は出来申不候由。
- 一、 小繫村御高式百三十九石壺斗九升八合五夕、家数三十軒、禪宗有。安養寺といふ。
川上村へ渡場之有申候。夫より二丁程に而上に綱渡り之有。洪水に而舟渡り六ヶ敷折、
綱渡りいたす由。
- 一、 行沢村御高百壺石三斗九升八合九夕、山方半里にして上名川村也。
- 一、 三栗谷の橋より半里川上に大網村の綱渡り二ヶ所之有。
但打渡し候所、縄十九尋、綱下水際迄三拾尋位、水底十六尋位。
- 一、 家数十貳軒 越中山村の小名 三栗谷村

一、 同三軒 山の中段家居有。

一、 同 筋平村

一、 同七軒 立岩村

一、 同 谷口村

但此村に藤次郎ろ申上候近郷の成内百姓也。

一、 六拾軒 東岩本村

但此村に本明寺と申行者寺有。昔本明海と申行者は御徒に而富樫何某と申者也。若年より行人を心懸成時、湯殿山へ参詣の折、何屋まつて転び御垢口に入、右口に入者は山の法に而麓に下られず。それがために家断絶す。其頃御触之有。帯刀のもの湯殿山参詣を禁被、右富樫氏本明働と也、行法宜しく諸人帰依す。

御前様御懐胎之有。男子の法を祈られしか共、何にも女子の趣御闔おりたり。本明海笠小屋に山籠し、男子の祈りを仰付被。果して御男子御生出、此切に依而御徒の跡御立成下被、今に連綿たり。本明海入定して七ヶ年目に掘出したる由。入定より文政八酉年まで百四十五年、鼻杯は餘程痛て見ゆ。酒田海向寺の即身即佛は本明海の実叔父之由。希代の因縁に而行者をとけし事也。

一、 黒川村の宮を四所宮といふ。一説に新山権現といふ寺社略儀候者四所大明神と有之由。

右有増記し終